

国指定瓢湖鳥獸保護区指定計画書（案）

平成 年 月 日
環 境 省

1. 指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

瓢湖鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

新潟県阿賀野市笹神所在国道460号線天神堂集落西片入口を起点とし、天神堂集落に向かい市道天神堂2号線右路肩（以降すべて進行方向右路肩）を南東に200m進み、市道天神堂村中線に至る。同市道を南南東に200m進み、さらに市道天神堂泉線を東に100m進んだ後右折し、市道天神堂北新町線を南西に約100m進んだ後左折し、市道天神堂野村線を南東に200m進み、泉集落の神明宮前に至る。この神社前から農道を南西に200m進み、交差点を左折し南東に1,100m進み、須走集落に至る直前で右折し、150m進み左折し県道水原出湯線の旭橋に至る。ここから、農道を南に400m進み大荒川右岸堤防に出て右折し、堤防沿いを下流に進み、安野川堤防に至る。さらに安野川堤防を右折し、1,600m進み金田町地内直前で市道を右折し800m進み、中島町地内の大山祇神社よりさらに100mの交差点を右折し、400mで県道水原出湯線に至る。県道271号線を左折し、県道271号水原出湯線右側に沿い、瓢湖前を通り外城町交差点で右折し、瓢湖周遊道路に入り、100m進んだ後左折し、さらに200m進んで右折し、さらに200m進んで左折し、300m進んで国道460号線に出る。同国道をさらに北東に800m進み、起点と結んだ内側一円とする。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで（10年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟平野のほぼ中央部、新潟県阿賀野市に位置し、江戸時代に灌漑用水として造成されたため池及び周辺の水田地帯である。

藩政時代より狩猟が禁止され、明治時代以降も禁猟区が設定されるまで慣例的に狩猟が行われなかったことから、現在も、多くの水鳥の採餌の場、休息の場として利用されており、オナガガモをはじめ、毎年約3万羽以上のガンカモ類が渡来し、ハクチョウ類も毎年約6千羽以上が渡来している。

このように、当該区域は、ガンカモ類を始め多くの渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、関係機関、地元 NGO 団体等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 281ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	ha
農耕地	224ha
水 面	13ha
その他	44ha

イ 所有者別内訳

国有林	ha
-----	----

国有林	林野庁所管	h a	制限林	h a	保安林	h a
					普通林	h a
国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）	文部科学省所管	h a	（以下所管省庁別に記載）			
						その他

地方公共団体有地	3 5 h a	都道府県有地	4 h a
		市町村有地	3 1 h a

私有地等 2 4 5 h a

公有水面 1 h a

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	h a	自然環境保全地域特別地区	h a
		自然環境保全地域普通地区	h a

自然公園法による地域	8 h a	特別保護地区	h a
（五頭連峰県立自然公園）		特別地域	8 h a
		普通地域	h a

文化財保護法による地域 2 8 h a

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、新潟平野の中央部、新潟県阿賀野市に位置し、一部が五頭連峰県立自然公園に指定されている。

また、当該区域の中心である瓢湖は、昭和29年、国指定天然記念物「水原のハクチョウ渡来地」に指定されている。

イ 地形、地質等

当該区域は、周囲約1,200m、面積約8haの寛永年間に築造された農業用のため池である瓢湖を中心に、東新池（平成3年造成、面積11ha）、あやめ池（平成12年造成、面積3.7ha）及びさくら池（同年造成、面積3.4ha）がある。また、これら4つのため池を中心とし、周辺を水田に囲まれた田園地帯である。

ウ 植物相の概要

当該区域は、湖面では、オニビシ・ハスが主体であり、わずかにオニバス等も分布している。ため池堤体では、ソメイヨシノが植栽されている。また、瓢湖周辺では、ユキヤナギ、コデマリ等のバラ科のほか、タデ科、マメ科、ヤナギ科、イネ科等多様な植物が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、オナガガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ等のガンカモ類、ハクチョウ類、オオヨシキリ、コヨシキリ、オオジュリン、カシラダカ等、13目31科101種の生息が確認されている。魚類では、フナ、ヘラブナ等の生息が確認されている。また、昆虫類では、オニヤンマ、ギンヤンマ等のトンボ類の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

一部において、スズメ、カラス、キジバト等による農作物への被害が発生している。また、ハクチョウ類による被害も発生している。

有害鳥獣捕獲の許可については、迅速な対応を行う。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 3 2 条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	20	本
特別保護地区用制札	7	本
案内板	1	基
給水器		基
給餌台		基
巣箱		個
その他		

生息する鳥獣類
ア. 鳥類

別表

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ ハジロカイツブリ	
ペリカン	ウ	カワウ	
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ ゴイサギ アマサギ ダイサギ チュウサギ コサギ アオサギ	NT
カモ	カモ	シジュウカラガン コクガン マガン ヒシクイ ハクガン オオハクチョウ コハクチョウ ツクシガモ オシドリ マガモ カルガモ コガモ トモエガモ ヨシガモ オカヨシガモ ヒドリガモ アメリカヒドリ オナガガモ シマアジ ハシビロガモ ホシハジロ アカハジロ キンクロハジロ スズガモ ホオジロガモ ミコアイサ カワアイサ	CR VU 国天 NT 国天 VU EN VU
タカ	タカ	ミサゴ トビ オジロワシ オオワシ オオタカ ツミ ハイタカ ノスリ ハイイロチュウヒ チュウヒ	NT EN 国天 VU VU NT VU
	ハヤブサ	ハヤブサ コチョウゲンボウ チョウゲンボウ	VU VU
キジ	キジ	キジ	
ツル	クイナ	バン オオバン	
チドリ	チドリ	コチドリ	

		タゲリ	
シギ		エリマキシギ オオハシシギ ツルシギ アオアシシギ タカブシギ イソシギ タシギ	VU
セイタカシギ		セイタカシギ	EN
カモメ		コリカモメ カモメ アジサシ コアジサシ	VU
ハト	ハト	キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	
キツツキ	キツツキ	アカゲラ	
スズメ	ヒバリ	ヒバリ	
	ツバメ	ツバメ	
	セキレイ	ハクセキレイ セグロセキレイ タヒバリ	
	ヒヨドリ	ヒヨドリ	
	モズ	モズ	
	ミソサザイ	ミソサザイ	
	ツグミ	ノビタキ ツグミ	
	ウグイス	ウグイス コヨシキリ オオヨシキリ	
	シジュウカラ	シジュウカラ	
	メジロ	メジロ	
	ホオジロ	ホオジロ ホオアカ カシラダカ アオジ オオジュリン	
	アトリ	カワラヒワ マヒワ	
	ハタオリドリ	スズメ	
	ムクドリ	コムクドリ ムクドリ	
	カラス	オナガ ミヤマガラス ハシボソガラス ハシブトガラス	
計			100種

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ホンドテン	
計			2種

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国特天:国指定特別天然記念物 国天:国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR:絶滅危惧IA類、EN:絶滅危惧IB類、VU:絶滅危惧 類、NT:準絶滅危惧
 DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
 国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号の規定により環境大臣が、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定めた鳥獣(平成14年12月26日環境省令第28号)及び天然記念物に指定された鳥獣。